

総合規制改革会議

構造改革特区・官製市場改革WG資料

ヒアリング項目に対する厚生労働省の見解 (労災保険関係)

平成15年9月30日

厚生労働省

労災保険関係

1. 労災保険料率の考え方について

(1) 労災の保険料率は、業種別の業務上リスクを適正に反映したものでなければ、事故防止へのインセンティブが働かず、労働者の安全確保に資することはできない。この点、総合規制改革会議の請求に基づき公開された業種別の詳細なデータによれば、とくにリスクの高い事業（「金属又は非金属鉱業」「水力発電施設等新設事業」等）の保険収支のマイナスを、保険料ウエイトが高く保険収支率が良い「その他各種事業（一般の事務職種）」と「建築事業」で賄っていると思われるがどうか。より、メリット制を活用することにより、業種ごとの適正な保険料率を定めるべきではないか。

（見解）

1 労災保険は、

労働基準法上の事業主の無過失賠償責任である災害補償責任（労働基準法第7

5～83条）を肩代わりする法律上の保険（同法第84条）であるから、

すべての産業にわたり適用され、事業主すべてが費用を負担している社会保険として、その運営は国自らが行うこととしているものである。

2 本来、社会保険においては、私保険と異なり、保険料については危険に応じて定められるべきとの原則は貫徹されないことから、給付と反対給付とは均衡するものではないと考えられている。

労災保険においては、

安全衛生行政とあいまって事業主の災害防止の自主的努力を促進するという政策的な意味（「災害防止の自動調整機能」）

事業主間の保険料負担の公平を考慮する必要があることから、業種別に保険料率に差を設けることとしているが、上記及びの政策目的等が達成できれば、業種別に収支が均衡する必要までではないものとする。

このため、具体的な保険料率の設定及び改定に当たっては、災害の多発や産業構造の変化等が生じた場合は、激変緩和等の観点を踏まえるなど社会経済状況を考慮し、業種間で調整を行ってきているところであり、これらについては、保険料負担者たる使用者、受益者たる労働者及び公益の三者から構成される審議会において、全体的な判断が行われているところである。

3 また、このような観点から、保険料率は、過去3年間の保険給付等をもとにして業種別に設定することとしているが、保険給付等のうち、短期給付で3年を超える長期療養者分及び長期給付で災害発生時より初回受給が3年程度を超える分については、当該業種のみならず全業種一律負担で算定しているところである。

4 以上のような理由で、保険料率については、その時点における業種毎の災害発生率のみから設定されているものではなく、適切な判断及び手続の下に設定されていると考える。

(参考)

労働基準法（昭和22年法律第49号）（抜粋）

第八章 災害補償

(療養補償)

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

(休業補償)

第七十六条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

2 使用者は、前項の規定により休業補償を行つている労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当たり平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給与額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つている休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる。

3 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(障害補償)

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(休業補償及び障害補償の例外)

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

(遺族補償)

第七十九条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

(葬祭料)

第八十条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支払わなければならない。

(打切補償)

第八十一条 第七十五条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

(分割補償)

第八十二条 使用者は、支払能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七条又は第七十九条の規定による補償に替え、平均賃金に別表第三に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

(補償を受ける権利)

第八十三条 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

2 補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。

(他の法律との関係)

第八十四条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

2 使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(2) 通勤災害に係る料率(1/1,000)についても業種毎に大きく収支率が異なり、またメリット制が図られていないため(主として通勤手段の差によるものと見られる)通勤事故災害防止のインセンティブが働かないのではないか。

(見解)

通勤災害については、業務災害と異なり、通勤は事業主の直接の支配管理下になく、住居の選択、通勤手段・経路の選択も業種に関係なく労働者の自由であり、事業主の災害防止努力も具体的には考えられないことなどから、保険料率については業種に関係なく一律の負担としているところであり、メリット制の対象とすることは困難と考える。

(3) 労災福祉事業及び事務の執行に関する費用に係る料率(1.5/1,000)では現在実際にかかる労働福祉事業費すら賄えないのではないか。

貴省のデータによれば労働福祉事業は2,740億円、事務にかかる費用は754億円とされているが、実際の徴収額が約2,234億円(*)で大幅な赤字となっていると思われる。

(*)平成13年度の賃金総額に上記料率を乗じた金額

そうであれば貴省の「昭和63年以降その水準を超えることのないよう労働福祉事業等の効率的な運営を図ってきた」という説明との齟齬が生じることになるがどうか。

(見解)

平成13年度決算における労働福祉事業に係る支出内訳(8月8日提出資料別紙4)のうち、福祉施設給付金のほとんどは特別支給金1,267億円である。特別支給金については、労働者災害補償保険法施行規則第43条により、保険給付と同様に業務災害及び非業務災害に係る料率算定に含まれることとなるので、御指摘の労働福祉事業及び事務の執行に要する費用とは、労働福祉事業費等から特別支給金額を除いた額に事務費等(8月8日提出資料別紙5)を加えた2,229億円である。

したがって、当該支出額は、保険料収納済額のうちの1.5/1000相当額である2,234億円を超えていないものである。

(参考1)

・労働福祉事業費等	2,740億円	-
うち福祉施設給付金	1,273億円	
うち特別支給金	1,267億円	-
・特別支給金を除く労働福祉事業費等 (-)		
	1,475億円	-
・事務費等	754億円	-
・労働福祉事業及び事務の執行に要する費用 (+)		
	<u>2,229億円</u>	

「労働福祉事業費等」の内訳：労働福祉事業費、独法運営費・施設費、
事業団出資

「事務費等」の内訳：業務取扱費、施設整備費、他勘定へ繰入

(参考2) 平成15年8月8日提出資料

(別紙4)

(単位：億円)

項 目	支 出 額
労働福祉事業費	2,482
諸謝金	16
労災就学等援護費	27
福祉施設給付金	1,273
庁費	19
通信専用料	35
補装具等支給費	18
診療等委託費	285
施設費	19
労働災害防止対策費補助金	33
産業医学助成費補助金	101
身体障害者等福祉対策事業費補助金	190
労働福祉事業団交付金	352
労働時間短縮促進援助事業等交付金	77
短時間労働者福祉事業交付金	11
(その他)	(26)
独立行政法人産業安全研究所運営費	6
独立行政法人産業医学総合研究所運営費	10
独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費	2
労働福祉事業団出資	240
合 計	2,740

(別紙5)

(単位：億円)

項 目	支 出 額
業務取扱費	505
施設整備費	49
他勘定へ繰入	200
合 計	754

※「他勘定へ繰入」は、保険料返還金を除いた額。

(参考3)

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）（抜粋）

（労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度）

第四十三条 法第二十九条第一項の労働福祉事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十二分の二十二を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。

- 一 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）第七条第一項に規定する労災保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額の合計額
- 二 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び労働保険特別会計法第七条第一項の規定により同会計の徴収勘定から労災勘定へ繰り入れられる附属雑収入の額（次号において「繰入附属雑収入額」という。）の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）
- 三 労働保険特別会計の労災勘定の附属雑収入の額及び繰入附属雑収入額の合計額から前号に掲げる額を控除した額